

建設業労働災害防止規程の解説記載全般にわたって使用又は省略する用語の意味 ほか

(注) この用語の意味には、建設業労働災害防止規程の本文に使用した用語の意味を含む。

建設業労働災害防止規程上の固有の名称

- ① 「防止規程」とは、「建設業労働災害防止規程」のことをいう。
- ② 「建災防」、「協会」とは、建設業労働災害防止協会のことをいう。
- ③ 「会員」とは、建設業労働災害防止協会の会員のことをいう。
- ④ 「労働者」とは、会員に使用される者のことをいう。労働安全衛生法上の労働者と同じ。
- ⑤ 「作業員」とは、会員に使用される者と工事においてその会員の傘下となる者のことをいう。
- ⑥ 「自主基準」とは、労働安全衛生関係法令の定めのない建設業労働災害防止規程における独自の規定のことをいう。

労働安全衛生関係法令の名称

- ① 「法令」、「安衛法令」又は「労働安全衛生関係法令」は、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、クレーン安全規則 その他の労働安全衛生法に関わる規則、規程、告示、公示などのことをいう。
- ② 「法令等」、「安衛法令等」、「労働安全衛生関係法令等」は、上記のほか、行政通達、行政通達上指針・ガイドラインなども含めたことをいう。
- ③ 「安衛法」は、労働安全衛生法をいう。
- ④ 「安衛法施行令」は、労働安全衛生法施行令をいう。
- ⑤ 「安衛則」は、労働安全衛生規則をいう。
- ⑥ 「クレーン則」は、クレーン等安全規則をいう。
- ⑦ 「団体法」は、労働災害防止団体法をいう。

留 意 点

- ① 解説編にある条文のアンダーラインを付した箇所は、令和5年9月12日の変更認可において条文が変更になった箇所である。
- ② 表でまとめた安衛法令は、防止規程の規定と関係の深い安衛法令等の条文等を掲載している。
- ③ 表でまとめた主要な参考図書・リーフレットは、防止規程の規定と関係があるものを掲載している。

また、その図書・リーフレットは、現在建災防で頒布している図書、リーフレットであるが、これらは本書を作成し、頒布を開始する時点の建設業の安全衛生管理活動状況下で取りまとめられたものである。

※安全帯

(注) 本書では、法令用語の「墜落制止用器具」について、建設現場における合図、指差し呼称等の安全活動で定着している「安全帯」と表記しています。

(設定 昭和41年6月3日 適用 昭和41年9月1日)
(変更 昭和42年7月3日 適用 昭和42年10月1日)
(変更 昭和43年8月3日 適用 昭和43年11月1日)
(変更 昭和44年8月3日 適用 昭和44年11月1日)
(変更 昭和46年8月3日 適用 昭和46年11月1日)
(変更 昭和48年12月1日 適用 昭和49年3月1日)
(変更 平成20年1月4日 適用 平成20年4月3日)
(変更 平成25年8月1日 適用 平成25年10月30日)
(変更 令和元年11月5日 適用 令和2年2月3日)
(変更 令和5年9月12日 適用 令和5年12月11日)

附 則 (設定 昭和41年6月3日)

- 1 この規程は、この規程について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。ただし、第28条及び第29条第1号及び第2号の規定は、その認可のあった日から適用する。

附 則 (変更 昭和42年7月3日)

- 1 この規程は、この規程について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則 (変更 昭和43年8月3日)

- 1 この変更は、この変更について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則 (変更 昭和44年8月3日)

- 1 この変更は、この変更について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則 (変更 昭和46年8月3日)

- 1 この変更は、この変更について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則 (変更 昭和48年12月1日)

- 1 この変更は、この変更について、労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則 (変更 平成20年1月4日)

- 1 この変更は、この変更について、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則（変更 平成25年8月1日）

- 1 この変更は、この変更について、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則（変更 令和元年11月5日）

- 1 この変更は、この変更について、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。

附 則（変更 令和5年9月12日）

- 1 この変更は、この変更について、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して90日を経過した日から適用する。